

A 6 3 2

平成 2 6 年 9 月 1 9 日

松本市聴覚障害者協会

会長 松 原 武 様

長野県手話通訳問題研究会

松本地区担当 伊 藤 純 子 様

松本市身体障害者福祉協会

会長 飯 沼 勝 浩 様

NPO 法人松本市聴覚障害者社会参加支援協会

理事長 花 村 有利子 様

松本ろう学校同窓会

会長 内 田 博 幸 様

松本市議会議長 太 田 更 三



請願の結果について（通知）

平成 2 6 年 8 月 2 9 日付けで提出された下記の請願は、平成 2 6 年松本市議会 9 月定例会において「採 択」と決定し、国会及び関係行政庁に別紙のとおり意見書を提出することとなりましたので通知します。

記

- 1 「手話言語法制定を求める意見書」に関する請願書

「手話言語法（仮称）」の制定に関する意見書

手話は、手や指、体などの動きや顔の表情などを用いて独自の語彙や文法体系を持つ、目で見える言語であり、聴覚障害者にとって日常生活や社会生活を営むうえで、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段です。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別をされてきた長い歴史があります。

平成18年12月に国連総会で採択され、平成20年5月に発効した障害者の権利に関する条約において、言語とは、「音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいうもの」と定義されたことから、手話が言語として国際的に認知されました。

また、平成23年に改正された障害者基本法では、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と規定され、手話は言語に含まれることが明記されたところでもあります。

さらに、同法では、国及び地方公共団体に対して、情報の利用におけるバリアフリー化施策を義務付けていることから、日常生活、職場、教育の場で手話を使った情報の提供やコミュニケーションが保障され、自由に手話が使え、社会環境を整備し、手話を言語として普及し、研究することができる環境の整備等を実現することが求められています。

したがって、国におかれては、手話が音声言語と対等な言語であることが、社会的に認知されることを確かなものとし、手話に関する教育等あらゆる施策の総合的かつ計画的な推進を図るための手話言語法（仮称）を早期に制定するよう強く要望します。

よって、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成26年9月19日

長野県松本市議会

意見書提出先

平成26年9月定例会

意見書名	提出先
「手話言語法（仮称）」の制定に関する意見書 【9月18日可決】	衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣